

仕 様 書

1. 件 名 東棟機械室膨張タンク更新
2. 場 所 東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所東棟1階機械室
3. 工事期間
令和2年1月19日（日）から令和2年2月3日（月）までの間。
※ 詳細の工事期間は、当研修所の業務及び研修に支障を来さぬよう、事前に担当課と協議すること。
4. 調達・工事内容（詳細は、別添工事内訳書を参照）
東棟1階機械室内の膨張タンク3台及び付属機器を更新する。
 - （1）既存膨張タンク撤去
 - （2）膨張タンク設置
 - （3）膨張タンク接続温水配管等更新
 - （4）廃棄物の処理
5. 作業条件
 - （1）作業時間は原則8：30～17：00（時間延長は別途協議）とする。
 - （2）工事開始前に工程表を提出し担当者で協議すること。
 - （3）在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷のおそれのあるものは、適正な養生を行うこと。
 - （4）新設・既設機器については、工事の際に保管が必要となるもので、研修所が認める最小限の機器について、当研修所内に保管可能（養生のこと。）。
 - （5）廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
 - （6）工事中は安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに担当課に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
 - （7）トイレは使用可能、電気及び水道は支給とするが、分電盤等の設置は業者の負担とする。

6. 官公庁等への各種届出事務

官公庁等への法令に基づく各種届出等が必要なものの各種届出事務及び手続事務連絡の代行を実施するものとする。

7. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に係員の検査を受けること（取り付け後、外観点検及び運転試験を行うこと。）。
- (2) 工事施工業者は、工事記録（不可視箇所については写真撮影）、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し担当課に提出すること。

8. 瑕疵担保責任

工事施工後1年間、不良等が認められる場合は、原則として当方からの連絡後、翌営業日以内に、その不良個所の修理を無償にて行うこと。

9. 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。

10. その他

この仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合は、すみやかに担当課の指示を受けること。

11. 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

救急救命東京研修所 総務課

(担当：元田 TEL 042-675-9945・FAX 042-677-9955)